

平成 20 年度予算の概要

平成 20 年 3 月

文 京 区

- ※ 各表の計数は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。
- ※ 増減率及び構成比などは、原則として各表内計数により計算しています。

目 次

	頁
1 予算編成の基本的考え方	1
2 予算規模	2
3 歳入（一般会計）	4
4 歳出（一般会計）	6
5 平成 20 年度予算のポイント	8
(1) 子育て支援の充実	10
(2) 高齢者・障害者の福祉の充実	11
(3) 教育施策の推進	13
(4) 健康づくりの推進	15
(5) 地域自治活動と地域産業活性化への支援	17
(6) 安全で安心なまちづくりの推進	17
参考 《主な増減額》	21
6 組織及び定数	22
(1) 主な組織改正	22
(2) 定 数	22
《付属資料》	
平成 20 年度予算編成について	24

1 予算編成の基本的考え方

《予算編成方針》

平成 20 年度予算は、

『 ～子どもたちと高齢者への応援歌～

新生文京の第一幕を奏でる予算 』

と位置付け、次の点を基本に編成しました。

- ・ 重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開し、文京区基本構想の着実な実現を目指していく。
- ・ 特に「子育て支援施策」と「高齢者施策」を最重点施策として取り組んでいく。

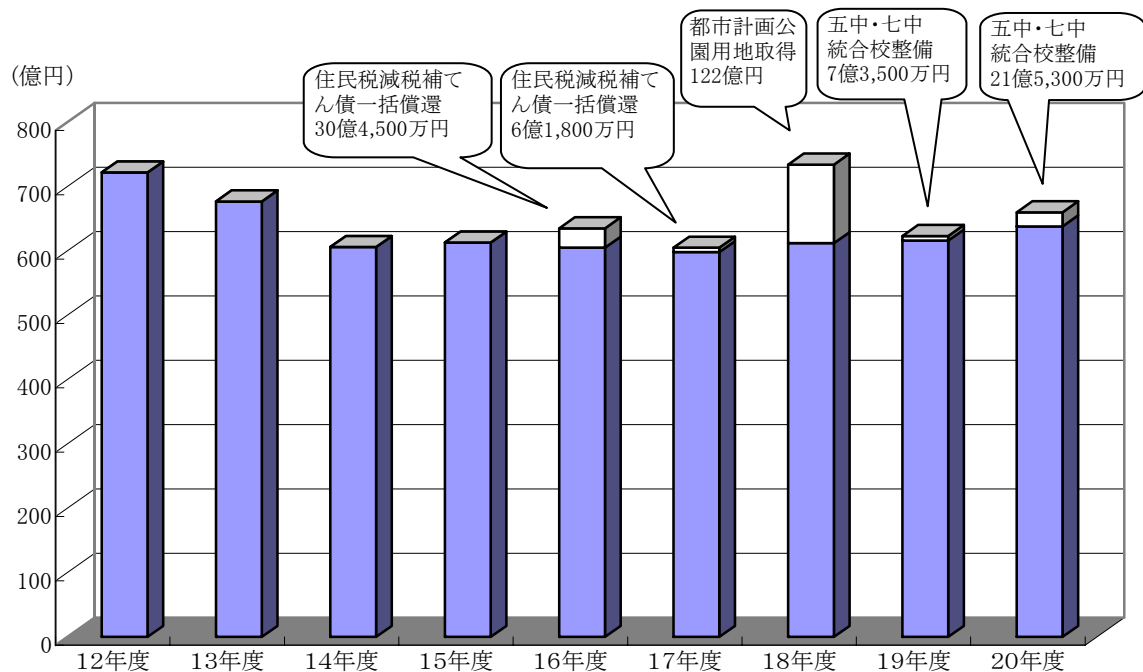
2 予算規模

- 一般会計の予算規模は、前年度に比べ3.6%増の638億2,800万円となりましたが、第五・第七中学校統合に伴う整備（20年度：21億5,300万円、19年度：7億3,500万円）による影響を除くと1.3%の増となっています。
- 国民健康保険特別会計の予算規模は、後期高齢者医療制度の開始に伴う経費減などの影響により、前年度に比べ1.9%減の179億9,000万円となりました。
- 老人保健特別会計の予算規模は、老人保健制度の廃止に伴い、前年度に比べ88.4%減の16億2,100万円となりました。
- 介護保険特別会計の予算規模は、高齢者人口の増加等により、前年度に比べ1.7%増の107億1,400万円となりました。
- 後期高齢者医療特別会計の予算規模は、後期高齢者医療制度の開始により、38億9,600万円となりました。

(単位：百万円、%)

会 計	20年度	19年度	増 減 額	増 減 率
一 般 会 計	63,828	61,622	2,206	3.6
第五・第七中学校統合に伴う整備による影響を除く	61,675	60,887	788	1.3
国民健康保険特別会計	17,990	18,343	△353	△1.9
老人保健特別会計	1,621	13,945	△12,324	△88.4
介護保険特別会計	10,714	10,536	178	1.7
後期高齢者医療特別会計	3,896	—	3,896	皆増
合 計	98,049	104,446	△6,397	△6.1
重 複 控 除 額	6,241	5,510	731	13.3
差 引 純 計 額	91,808	98,936	△7,128	△7.2

文京区の予算規模の推移(一般会計当初予算)



【予算規模の推移】

(単位:億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
文京区	722	677	606	613	635	605	734	616	638
	100	94	84	85	88	84	102	85	88

[参考]

(単位:億円)

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
国	849,871	826,524	812,300	817,891	821,109	821,829	796,860	829,088	830,613
	100	97	96	96	97	97	94	98	98
東京都	59,880	62,060	59,078	57,295	57,080	58,540	61,720	66,020	68,560
	100	104	99	96	95	98	103	110	114
地方財政計画	889,300	893,071	875,666	862,107	846,669	837,687	831,508	831,261	833,900
	100	100	98	97	95	94	94	93	94

*いずれも当初予算(計画)ベースの数値(地方財政計画の平成20年度は現時点では概数)です。

*下段の数値は、平成12年度を100とした場合の指数です。

3 歳 入（一般会計）

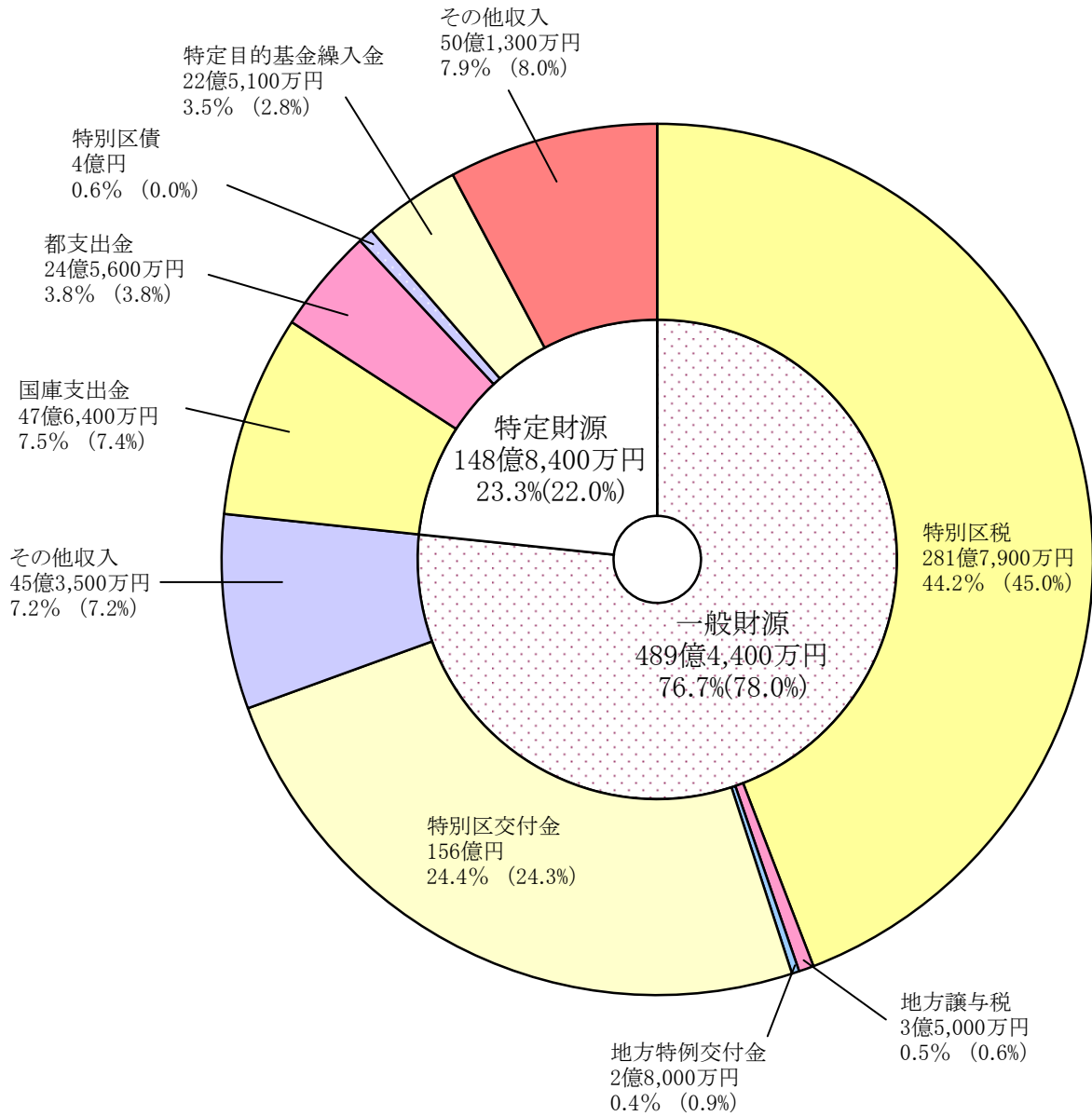
- 特別区税は、納税義務者数の動向による増、所得水準の変動による減などにより、前年度に比べ1.6%増の281億7,900万円となりました。
- 地方特例交付金は、恒久的な減税に係る補てん措置である特別交付金の交付基準の変更による減が見込まれるため、前年度に比べ約1/2の大幅な減となりました。
- 特別区交付金は、市町村民税法人分などの調整三税の伸びが期待できることから、前年度に比べ4.0%増の156億円を見込みました。

(単位：百万円、%)

区 分	20年度	19年度	増 減 額	増 減 率
一 般 財 源	48,944	48,080	864	1.8
特別区税	28,179	27,730	449	1.6
地方譲与税	350	360	△10	△2.8
地方特例交付金	280	525	△245	△46.7
特別区交付金	15,600	15,000	600	4.0
財政調整基金繰入金	0	0	0	—
その他収入	4,535	4,465	70	1.6
特 定 財 源	14,884	13,542	1,342	9.9
国庫支出金	4,764	4,529	235	5.2
都支出金	2,456	2,348	108	4.6
特別区債	400	0	400	皆増
特定目的基金繰入金	2,251	1,727	524	30.3
その他収入	5,013	4,938	75	1.5
合 計	63,828	61,622	2,206	3.6

歳入予算 総額638億2,800万円

率は構成比を表す・()内は前年度



4 歳 出（一般会計）

- 人件費は、新行財政改革推進計画などによる職員数の減及び再任用職員の増などにより、前年度に比べ0.1%の減となりました。
- 扶助費は、社会保障関係経費の増加傾向に伴い、前年度に比べ4.7%伸び、6年連続の増となっています。
- 公債費は、平成14年度発行の住民参加型市場公募地方債の一括償還（5億円）など計画的な償還により、前年度に比べ16.7%の減となりました。
- 投資的経費は、第五・第七中学校統合に伴う整備等を行うことにより、前年度に比べ49.8%の大幅な増となりました。

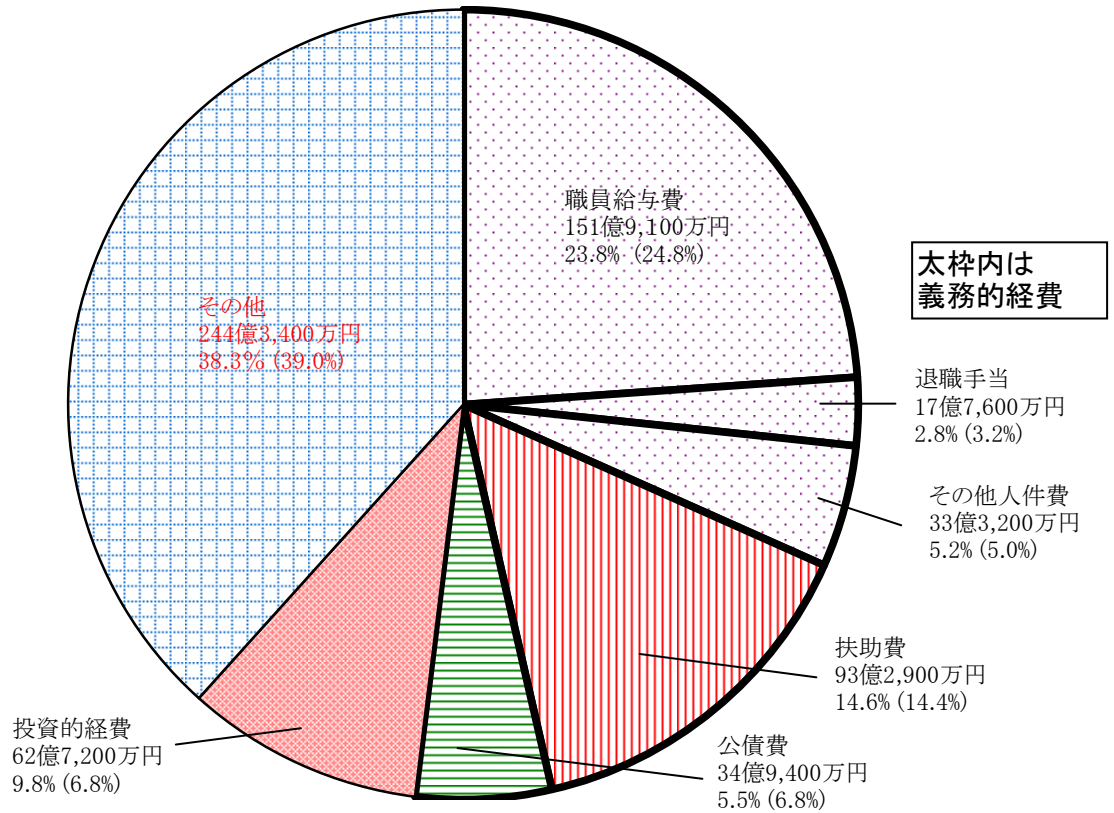
（単位：百万円、%）

区 分		20年度	19年度	増 減 額	増 減 率
性質別内訳	義務的経費	33,122	33,424	△302	△0.9
	人件費	20,299	20,320	△21	△0.1
	職員給与費	15,191	15,314	△123	△0.8
	退職手当	1,776	1,942	△166	△8.5
	その他	3,332	3,064	268	8.7
	扶助費	9,329	8,908	421	4.7
	公債費	3,494	4,196	△702	△16.7
	投資的経費	6,272	4,187	2,085	49.8
その他	24,434	24,011	423	1.8	
目的別内訳	議会費	623	618	5	0.8
	総務費	9,461	9,483	△22	△0.2
	区民費	3,266	3,149	117	3.7
	産業経済費	839	800	39	4.9
	民生費	23,007	21,640	1,367	6.3
	衛生費	3,062	3,227	△165	△5.1
	都市整備費	3,238	2,824	414	14.7
	土木費	3,528	3,420	108	3.2
	資源環境費	3,856	3,672	184	5.0
	教育費	9,012	8,246	766	9.3
	諸支出金	3,836	4,443	△607	△13.7
	予備費	100	100	0	0.0
合 計	63,828	61,622	2,206	3.6	

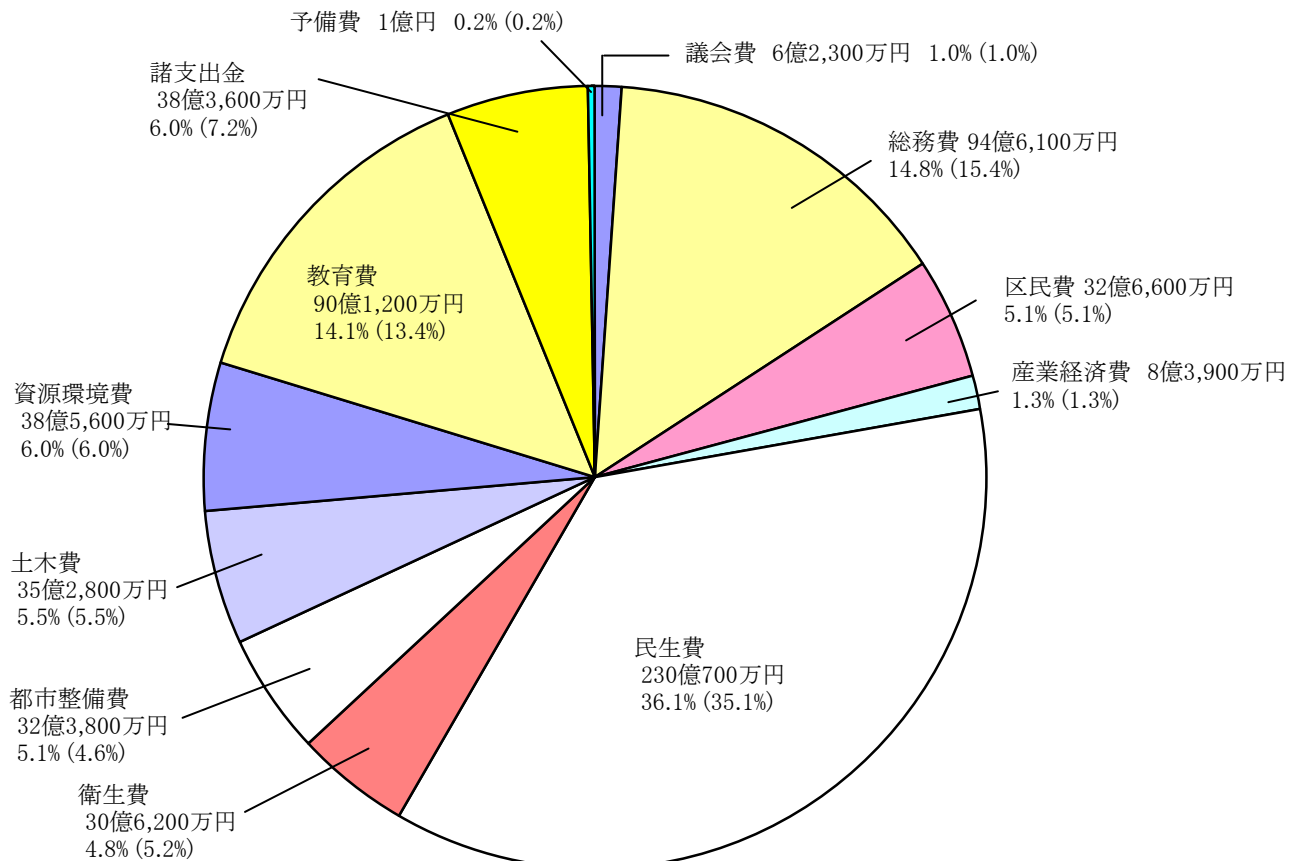
歳出予算 総額638億2,800万円

率は構成比を表す・()内は前年度

【性質別内訳】



【目的別内訳】



5 平成 20 年度予算のポイント

子育て支援の充実

子育て家庭が、安心して子どもを育てることができるよう、3つの視点から子育てを支援します。

- 育児と仕事の両立支援
- 子育ての心理的不安の解消
- 子育ての経済的負担の軽減

高齢者・障害者の福祉の充実

高齢者や障害者が地域で安心して自立した生活を実現するための取組を更に推進します。

- 高齢者が地域で安心して暮らせるための施策の推進
- ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者施策の推進

教育施策の推進

児童・生徒一人ひとりの多様なニーズに応えるため、区立小・中学校をより魅力ある学校にするとともに、学校全体の水準の維持・向上を図ります。

- 学力向上支援事業の充実と個性・能力に応じた教育の推進
- 特別支援教育の推進
- 特色ある学校づくり

健康づくりの推進

すべての区民がいつまでも健やかに暮らせるために、こころと体の健康づくりを推進します。

- 生活習慣病等の予防
- 安心できる地域保健医療体制等の充実

地域自治活動と地域産業活性化への支援

町会・自治会等の区民の自立的な活動を支援するとともに、区内中小企業の振興や商店街の活性化のための支援を行います。

- 町会・自治会への支援
- 中小企業経営の安定化への支援
- 商店街の活性化への支援

安全で安心なまちづくりの推進

区民が安全で安心して快適に暮らすことができる地域社会を目指して、事件・事故など不測の事態に備える体制づくりや災害に強いまちづくりを進めます。

- 安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの推進
- 災害に強いまちづくりの推進

(1) 子育て支援の充実

○育児と仕事の両立支援

- ・公立保育園定員改定① 1百万円(－)

10人程度の定員増を図り、備品、消耗品を整備します。

〈男女協働子育て支援部保育課〉

- ・家庭福祉員《保育ママ》運営補助の充実 37百万円(25百万円)

家庭福祉員《保育ママ》を現在の10人から12人に増やすとともに、備品を更新します。

〈男女協働子育て支援部保育課〉

- ・認証保育所の開設支援① 31百万円(－)

平成21年中に開設予定の認証保育所(A型)の設置事業者に対し、開設に必要な経費の一部を助成します。

〈男女協働子育て支援部保育課〉

など

○子育ての心理的不安の解消

- ・緊急一時保育の拡充 97百万円(30百万円)

家庭内で子育てに携わる保護者を支援するため、現在4つの保育園で実施している『緊急一時保育事業』を、公設公営の全保育園(17園)で実施します。

- 1 対象 保護者の病気・出産・看護等の理由により、一時的に保育に欠ける小学校就学前の児童
- 2 定員 各園2名(既実施園は3名)
- 3 保育期間 1ヶ月以内(最大3ヶ月まで延長可)
- 4 実施時期 平成20年5月(予定)～

〈男女協働子育て支援部保育課〉

- ・子育てひろばの土曜開所 7百万円(4百万円)

子育てひろばを土曜日も開所します。また、親子を対象にした子育てに関する講習を月1回実施します。

〈男女協働子育て支援部子育て支援課〉

・乳幼児親子ふれあい教室《児童館幼児クラブ活動》の充実

5百万円(1百万円)

全児童館(16館)において、快適で安全な親子(乳幼児とその保護者)の居場所を提供し、親子で触れ合うプログラムや講座などを実施します。

- 1 対象 乳幼児とその保護者
- 2 内容 遊具、絵本、ベビーベッド、おむつ交換台などの設備を充実するとともに、親子リトミック、子育て講座、身体測定、おはなし会、お遊戯会、お誕生日会などのプログラムの充実を図る。
- 3 実施時期 平成20年4月～

〈男女協働子育て支援部児童青少年課〉

など

○子育ての経済的負担の軽減

・認証保育所保護者負担額への助成^⑨

50百万円(—)

区内に在住する子どもを扶養する世帯の東京都認証保育所に在園する子の保育料の一部を助成します。

- 1 対象 東京都認証保育所に月160時間以上在園する子の保育料
- 2 内容 1子につき月2万円を助成する。
- 3 助成申請 保護者の申請による。
- 4 実施時期 平成20年4月～

〈男女協働子育て支援部保育課〉

・妊婦健康診査の公費負担拡充

127百万円(23百万円)

妊婦健康診査の受診にかかる公費負担の回数を、現行の2回から14回に増やします。

〈保健衛生部健康推進課〉

【保健衛生部保健予防課】

など

(2) 高齢者・障害者の福祉の充実

○高齢者が地域で安心して暮らせるための施策の推進

・介護保険相談窓口運営の充実

7百万円(6百万円)

介護保険の相談窓口の体制を充実します

〈福祉部介護保険課〉

【介護保険部介護保険課】

・(仮称)シルバーお助け隊事業^新 1百万円(一)

高齢者等の日常生活でのちょっとした困りごとを援助するため、シルバー人材センターの会員を派遣します。

- 1 対象者 区内に在住の70歳以上の高齢者のみの世帯、障害者と高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯
- 2 内容 30分程度でできる軽易な困りごとで、継続性のないもの
(例：蛍光灯や電球の交換、水道のパッキングの交換、家具や荷物の移動など)
- 3 利用方法 高齢者等が直接、シルバー人材センターに申し込む。
(受付：平日朝9時～夕方5時)
- 4 本人負担金 ① 1回300円
② 修理・部品交換等で必要となった材料費(電球・水道のパッキングなど)
- 5 実施時期 平成20年9月～(予定)

〈福祉部高齢福祉課〉

【介護保険部高齢者福祉課】

・シルバーピア管理運営の充実 28百万円(22百万円)

区立のシルバーピア(4棟76戸)の冷暖房設備や電磁調理器などの計画的な修繕を行います。

〈都市計画部住宅課〉

など

○ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者施策の推進

・障害のある中学・高校生の放課後の居場所対策事業^新 19百万円(一)

障害のある中学・高校生に対する放課後の活動の場の確保と必要な施設改修を、社会福祉法人文京槐の会に委託して行います。

- 1 内容 特別支援学校や区立中学校の特別支援学級に通う中学生及び高校生の活動の場を確保するとともに、日常的な生活支援を行う。
- 2 定員 5名(1日あたり)
- 3 実施時期 平成20年7月～

〈福祉部障害福祉課〉

【福祉部障害者福祉課】

・心身障害者（児）短期保護事業^新

10百万円（一）

心身障害者の短期保護事業を実施している藤の木荘を改修して利用者環境の改善とサービスの向上を図ります。

〈福祉部障害福祉課〉

【福祉部障害者福祉課】

・児童デイサービス事業利用者負担額の無料化^新

2百万円〔一般財源〕（一）

福祉センターで行っている児童デイサービスの利用者負担額を無料にします。

〈福祉部福祉センター〉

など

（3）教育施策の推進

○学力向上支援事業の充実と個性・能力に応じた教育の推進

・「文の京」学ぶカレベルアップ推進校の拡充 15百万円（10百万円）

各学校が、児童・生徒の学力向上を図る企画を立案・実施する「文の京」学ぶカレベルアップ推進校の対象校を、小学校を5校増やし、中学校全校、小学校10校に拡大します。

〈教育推進部教育指導課〉

・教科担任制・複数担任制推進校の拡充 24百万円（12百万円）

小学校において、学校規模に応じた教育の質の向上と児童の学力の向上を図るため、学級数の多い学校の高学年を中心に「教科担任制」を実施し、教科の専門性を活かした教育を推進するとともに、学級数の少ない学校では「複数担任制」を導入し、きめ細かい指導を実現します。

- 1 実施校 〈教科担任制〉3校（誠之・千駄木・本郷）に2校（窪町・昭和）を加え5校に拡大する。
〈複数担任制〉3校（礪川・柳町・汐見）に3校（指ヶ谷・大塚・根津）を加え6校に拡大する。
- 2 実施方法 〈教科担任制〉1人の非常勤講師を週16時間配置
〈複数担任制〉2人の非常勤講師を週12時間配置
- 3 実施時期 平成20年4月～（現在実施校は、平成19年4月から実施）

〈教育推進部教育指導課〉

など

○特別支援教育の推進

・特別支援教育支援員の全小・中学校への配置^新 83百万円(－)

区立小・中学校の特別な支援が必要な児童・生徒に対して、学校での日常生活の介助や学習活動のサポートを行う『特別支援教育支援員』を全校に配置します。

- 1 実施方法 全区立小・中学校に1名ずつ非常勤の特別支援教育支援員を配置
- 2 実施時期 平成20年4月～(区立小学校12校は平成19年10月から先行導入)

*特別支援教育支援員は、文部科学省が推進している事業であり、校長等と連携の上、児童・生徒に対する基本生活習慣確立のための日常生活の介助、学習支援などの職務を担う。

〈教育推進部教育指導課〉

・特別支援教育推進モデル校の設置^新 10百万円(－)

特別支援教育体制での具体的な学校運営・学級運営のあり方を検討し、特別支援教育の一層の向上、充実を図るため、『特別支援教育推進モデル校』を設置します。

- 1 内 容 特別支援学級の規模を拡大し、通常学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対して支援を行う形と、特別支援学級がなく校内通級のような形の2つのモデルを比較して、その良さや課題を検証する。
- 2 実施方法 区立小学校から特別支援学級設置校1校、未設置校1校を、区立中学校から未設置校1校を特別支援教育推進モデル校に選定し、前者に2名、後者に1名の非常勤講師を配置する。
- 3 期 間 2年間

〈教育推進部教育指導課〉

など

○特色ある学校づくり

・第五中・第七中統合に伴う整備 2,153百万円(735百万円)

平成21年度の第五中学校と第七中学校の統合に向けて、旧教育センター敷地に新校の校舎を整備します。

統合校のグラウンドについては、平成21年度に第七中学校跡地に、別途整備します。

1 規模

(1) 建物規模 地下2階地上6階

(2) 建物延べ床面積 8,547㎡

(3) グラウンド面積 第七中学校跡地 約7,200㎡

2 場所

文京区大塚一丁目9番

3 校舎建設スケジュール

平成19年10月着工

平成21年8月竣工予定

4 統合スケジュール

(1) 平成21年4月に両校を統合する。

(2) 統合校の整備後、平成21年9月に新校舎へ移転する。

〈教育推進部学務課〉

・第五中・第七中統合に向けた課外活動推進事業^① 2百万円(—)

第五中・第七中学校統合校の部活動等の課外活動に外部の人材を活用し、より専門性の高い指導を行います。

〈教育推進部教育指導課〉

・区立小・中学校将来ビジョンの策定 10百万円(1百万円)

学校教育の充実を図るため、学校の適正配置等の区立小・中学校の将来ビジョンを策定します。

〈教育推進部教育改革担当課〉

など

(4) 健康づくりの推進

○生活習慣病等の予防

・各種がん検診《乳がん・子宮がん・胃がん・大腸がん》の拡充

299百万円(236百万円)

がんの早期発見・早期治療を図るため、がん検診の受診体制等を拡充します。

〈保健衛生部健康推進課〉

【保健衛生部保健予防課】

・特定健康診査・特定保健指導^⑨

193百万円（－）

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、文京区国民健康保険が実施する特定健康診査・特定保健指導に準じて、40歳以上の医療保険に加入していない区民などに対し、健康診査と保健指導を行います。

〈保健衛生部健康推進課〉

【保健衛生部保健予防課】

など

○安心できる地域保健医療体制等の充実

・地域医療相談事業《（仮称）地域医療相談窓口の開設》^⑨

4百万円（－）

医療の安全と区民に良質な医療を提供するために、医療等に係る区民の相談窓口《（仮称）地域医療相談窓口》を開設します。

- 1 内 容 医療等に関する区民の相談に対する助言と診療所等の医療を提供する施設に対する助言、情報提供を行う。
- 2 実施方法 電話を基本とした相談事業
（看護師が助言・情報提供を行う。）
- 3 実施時期 平成20年10月～

〈保健衛生部生活衛生課〉

・緊急麻しん対策^⑨

29百万円（－）

麻しんの流行を抑制するため、国の緊急対策を踏まえ、中学1年生と高校3年生を対象に定期予防接種を実施します。

〈保健衛生部予防対策課〉

【保健衛生部保健予防課】

・新型インフルエンザ対策^⑨

18百万円（－）

人類が免疫を持たない新型インフルエンザの発生に備え、健康被害を最小限にとどめるために、対応マニュアルの作成、発熱センター設置準備、防護服等の整備を行い、感染拡大を防止する体制を構築します。

〈保健衛生部予防対策課〉

【保健衛生部保健予防課】

など

(5) 地域自治活動と地域産業活性化への支援

○町会・自治会への支援

- ・町会・自治会事業補助の充実 **21百万円(20百万円)**
町会・自治会が実施する事業への補助を充実します。 <区民部区民課>
など

○中小企業経営の安定化への支援

- ・中小企業等資金融資あっせん・利子補給 **479百万円(453百万円)**
区内中小企業者に対する融資あっせん及び借入金返済の負担軽減を図るための利子補給を充実します。 <区民部経済課>

- ・(仮称) 出合いの湯《公衆浴場需要対策補助》^⑧ **14百万円(—)**

公衆浴場を利用する区民の拡大を図るため、浴場自らが企画・実施する地域コミュニティや区民の健康活性化に資する特色ある事業に対し、事業経費の一部を補助します。

- 1 対 象 区内の14浴場で実施するイベント等
- 2 規 模 1浴場あたり、1事業につき10万円まで(10事業まで)を基本とし、1浴場あたり年間100万円を限度とする。

<保健衛生部生活衛生課>

など

○商店街の活性化への支援

- ・商店街販売促進事業補助 **38百万円(31百万円)**
各商店街が独自に行う催事等の企画及び事業に対する補助を充実します。 <区民部経済課>
など

(6) 安全で安心なまちづくりの推進

○安全で安心して快適に暮らせるまちづくりの推進

- ・コミュニティ道路整備《整備計画の策定》 **9百万円(6百万円)**
人と車との調和を図ることを目的とした「コミュニティ道路」の整備を進めるため、協議会を設立し、整備計画を策定します。 <土木部道路課>

・バリアフリーの道づくり《ユニバーサルデザインブロックの設置》

5百万円（－）

歩道の巻き込み部に、ユニバーサルデザインブロック《UDブロック》を設置し、高齢者、障害者、ベビーカー利用者等を含むすべての人が安全・快適に利用できるよう、バリアフリーの道づくりを推進します。

- 1 内 容 病院、障害者施設等周辺の歩道に設置する。
- 2 規 模 年間平均30箇所を設置する。
- 3 実施時期 平成20年度4月～

*ユニバーサルデザインブロック《UDブロック》は、歩車道境界ブロックに車いすの幅に合わせた溝があり、車いすの利用者はスムーズに通行でき、目の不自由な方は歩車道の境界を判別することができるもの

〈土木部道路課〉

・幼児・児童用ヘルメット助成事業の対象拡大 4百万円（2百万円）

幼児・児童の自転車乗車時のヘルメット着用を普及させるため、ヘルメット購入費用の助成対象者を幼児までから児童までに拡大します。

〈土木部管理課〉

・サーマルリサイクル本格実施に係る確実な周知 10百万円（9百万円）

平成20年10月本格実施予定の廃プラスチックのサーマルリサイクル導入にあたり、区民に対して十分な周知（住民説明会・ポスター・パンフレットの作成等）を行います。

〈資源環境部リサイクル清掃課・文京清掃事務所〉

・路上喫煙禁止地区支援事業の拡大 21百万円（7百万円）

迷惑喫煙行為によるたばこのポイ捨てややけど等の被害をなくし、安全で安心なまちづくりを目指すため、安全・安心まちづくり条例による『路上喫煙禁止地区』を新たに指定し、地域住民との協働による街頭キャンペーンなどを行いながら、喫煙マナーの向上を推進します。

- 1 内 容
 - (1) 路上喫煙禁止地区周辺の活動支援・地域住民等と行政との協働による通勤時間帯の街頭キャンペーン・巡回指導員による地区内における喫煙者に対する指導
 - (2) 新規指定地区の検討
地域との協働により、地区の特色を生かした活動方法等を検討する。
- 2 路上喫煙禁止地区
 - ・春日・後樂園・飯田橋・水道橋駅周辺
 - ・平成20年度に新たに1地区（湯島・本郷地区）を指定する予定

〈資源環境部路上喫煙対策担当課〉

【資源環境部環境対策課】

・AED（自動体外式除細動器）の全幼・小・中・校外施設への配置^新

4百万円（－）

全ての幼稚園、小・中学校、岩井学園及び校外施設（柏学園・少年自然の家八ヶ岳高原学園）にAED（自動体外式除細動器）を配置します。

〈教育推進部学務課〉

など

○災害に強いまちづくりの推進

・避難所運営協議会の設立の促進

7百万円（1百万円）

災害発生後、地域住民等により速やかに避難所を開設し、運営するため、平時から地域住民が主体となって避難所の活用方法や役割分担等の検討を行うとともに、避難所の実践的な運営訓練を実施する『避難所運営協議会』を設立します。

1 内 容

各避難所において、組織づくりや各種訓練を実施しながら、平成21年度までに、区内32か所（区立小・中学校等）の全避難所に避難所運営協議会を設立する。なお、協議会の設立を進めるために、コーディネーターとして新たに防災の専門家を活用し、協議会の必要性や訓練手法等の提案、検討を行っていく。

2 組 織

協議会は、区民防災組織の役員、民生・児童委員、学校PTA役員、防災リーダー、学校長等をメンバーとして設立する。

3 実 績

平成19年度からモデル的に避難所運営協議会を設立している。
《現在5か所設立》

〈総務部防災課〉

・備蓄資器材整備の充実

23百万円（3百万円）

避難所に備蓄している資器材を整備するとともに、新たに目白台運動公園内に備蓄倉庫を設置します。

〈総務部防災課〉

・耐震診断費用助成の充実

14百万円（6百万円）

マンションに対する耐震診断費用の助成を2件から10件に拡大する。

〈都市計画部建築課〉

・本駒込西保育園耐震補強その他改修工事^新

262百万円（－）

本駒込西保育園の耐震補強工事を行います。

〈施設管理部施設管理課〉

・区有建築物耐震調査等^新

70百万円（－）

区有建築物23施設24棟の耐震調査を行います。〈施設管理部施設管理課〉

・（仮称）文京区耐震改修促進助成事業^新

39百万円（－）

災害に強いまちの形成を促進するため、耐震改修が必要な住宅の所有者の意識啓発を図るとともに、建築物の耐震改修や不燃化に要する費用の一部を助成します。

1 内 容

(1) 啓発事業

建築物の耐震改修や不燃化を推進するため、耐震改修相談会、コンサルタント派遣、耐震工法の紹介等を行う。

(2) 助成事業

〈助成対象〉

ア 木造住宅密集地域など建築物の耐震化や不燃化を早急に図る必要の高い地域内にある昭和56年以前に建築された木造住宅（共同住宅・併用住宅を含む）で、現行の新耐震基準に不適合な建築物

イ 上記アに該当する木造住宅を耐火建築物又は準耐火建築物に建て替える場合

ウ 準防火地域内にある昭和56年以前に建築された木造住宅（共同住宅・併用住宅を含む）で、現行の新耐震基準に不適合な建築物

エ 昭和56年以前に建築された非木造住宅（共同住宅・併用住宅を含む）で、現行の新耐震基準に不適合な建築物

〈助成内容〉

①ーア 耐震化工事と不燃化工事にかかる費用の一部

①ーイ 除却工事にかかる費用の一部

①ーウ、エ 耐震化工事にかかる費用の一部

2 実施期間

平成20年度から平成27年度までの8年間

*現在策定中の「文京区耐震改修促進計画」では、平成27年度までに既存建築物の耐震改修等を含む耐震化施策を総合的に進め、住宅について耐震化率を90%とすることを目標としている。

〈都市計画部地域整備課〉

など

《主な増減額》

(単位：百万円)

項 目	増 減 額	備 考
新 規 事 業	1, 238	・認証保育所保護者負担額への助成、(仮称)シルバーお助け隊事業、特定健康診査・特定保健指導、(仮称)文京区耐震改修促進助成事業、特別支援教育支援員の全小・中学校への配置等
レ ベ ル ア ッ プ	1, 135	・緊急一時保育の拡充、妊婦健康診査の公費負担拡充、各種がん検診の拡充、バリアフリーの道づくり(ユニバーサルデザインブロックの設置)、教科担任制・複数担任制推進校の拡充等
事業内容の見直し等	△169	放課後オアシス運営事業、鷗外記念室運営費等
内 部 努 力 の 徹 底	△436	・職員給与費の削減、事務機器等の再リース、ITリーダー研修等の回数の見直し等
職員給与費の削減	△427	
事 業 の 完 了	△1, 647	・ホストシステム再構築関係経費、防災センターシステム更新等
普 通 建 設 事 業 費	2, 085	・第五・第七中学校統合に伴う整備等の増 ・旧元町小学校解体工事等の減
合 計	2, 206	

(注：普通建設事業費の増減については、一括して集計した。)

6 組織及び定数

(1) 主な組織改正

○福祉部と介護保険部の統合

介護保険制度、医療制度改革、障害者福祉サービスの今後の動向など、新たな展開を視野に入れ、『福祉部』と『介護保険部』を統合して、機能的な組織編制を行います。

＊新組織：福祉部高齢福祉課、障害福祉課、生活福祉課、介護保険課、国保年金課、福祉センター

○政策研究担当組織の設置

新たな組織として、企画政策部に『政策研究担当課長』を設置します。現在、自治体独自の政策形成能力の必要性が高まっており、自治体間競争も活発化しています。

そのような状況の中、組織横断的な新たな発想で、多くの政策課題や事例（区民参画に関する研究等）について調査・研究を行います。

○国体準備等担当組織の設置

東京国民体育大会準備、総合体育館の建て替え等準備のため、区民部に『国体準備等担当課長』を設置します。

○路上喫煙対策担当組織の設置

路上喫煙対策のため、資源環境部に『路上喫煙対策担当課長』を設置します。

(2) 定数

○職員定数（条例定数）削減の推移

文京区では、平成12年度の都区制度改革による清掃事業等の移管後、二回の行財政改革推進計画に積極的に取り組み、職員定数（条例定数）を平成20年度までに310人削減しました。

（単位：人）

年 度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
条例定数	2,205	2,175	2,143	2,093	2,050	2,009	1,957	1,922	1,895
削減数	△28	△30	△32	△50	△43	△41	△52	△35	△27
平成12年度を100とした場合の指数	100	99	97	95	93	91	89	87	86

《付 属 资 料》

平成 20 年度予算編成について

区財政は、新公共経営の考え方に基づく効率的な財政運営を推し進めてきたことにより、実質単年度収支を良好な状態に維持するとともに、蓄えとしての基金は平成 10 年度の水準を回復するまでになった。

これからの区政においては、ここ数年の都心回帰による人口増と本格的な少子高齢社会の到来に対応するための子育て支援施策や高齢者施策の一層の推進はもとより、安全で安心して快適に暮らせる地域づくりのための施策、区有施設の計画的な更新など、直面する多様な課題に真っ向から取り組んでいくことが求められている。

一方で、この間の三位一体の改革に伴い、国庫補助負担金が削減された上、平成 19 年度からは特別区民税も減収となった。また、配分割合がアップした都区財政調整交付金は、景気の影響を受けやすいことに加え、国における税制改革の本格的な議論がこの秋以降に予定されており、区財政を取り巻く環境は決して楽観できる状況にはない。

こうした中であって、区財政は、平成 20 年度を初年度とする新たな基本構想実施計画を着実に推進し、真に区民が求めるニーズに的確に応えられるよう、柔軟性と健全性とを堅持していく必要がある。

このため、引き続き新行財政改革推進計画に確実に取り組みながら、区民の声に誠実に耳を傾け、常に費用対効果の高い施策を効率的に執行し、納税者の視点を大切にした財政運営を行っていかなければならない。

よって、平成 20 年度予算は、中長期的な視点に立ち、下記に定める方針により編成する。

記

1 基本的な考え方

(1) 重点施策

平成 20 年度予算の編成は、『～子どもたちと高齢者への応援歌～新生文京の第一幕を奏でる予算』と位置づけ、重点的に推進すべき優先度の高い施策を重点施策として展開し、文京区基本構想の着実な実現を目指していく。

特に「子育て支援施策」と「高齢者施策」を最重点施策として取り組んでいく。

(2) 枠配分による予算編成

別紙に掲げる枠配分の手法により、施策全般について区民要望や議会の動向を的確に把握し、納税者の視点を大切にした予算編成を行う。

各部は、部内での議論を深め、重点施策を積極的に立案するとともに、限られた財源の中、主体性と自律性を発揮して予算編成に取り組

むこと。

(3) 新行財政改革推進計画の確実な取組

平成 20 年度は、この計画の最終年度に当たることを踏まえ、平成 20 年度予算に確実に反映させること。

また、区有地等の公有財産については、売却を含め有効な活用方法を検討すること。

2 予算編成の方針

(1) 経費の見積方針

ア 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性を厳しく

見極め、既存事業の抜本的見直しを行うなど、徹底したスクラップ・アンド・ビルドを前提として経費を見積ること。

また、新規事業の予算化に当たっては、必ず事前に事務事業評価を実施するとともに、原則として、終期を設定すること。

イ 既存事業については、厳しく実績を踏まえることとし、各事業ごとに事務事業評価を実施するとともに、決算状況を徹底的に分析し、原則として、過去 3 か年実績の上限を超える経費の見積りはしないこと。

ウ 事務事業評価は、目標、事業コスト、成果などを細かく検証し、当該事業の必要性を区の施策全般の中で比較検討すること。その際、区民等との協働、民間委託、廃止、縮小、休止、統合など、あらゆる可能性を視野に入れて行うこと。

エ 各種補助金については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率の適正化など、個々の事業ごとに十分に精査・検証し、徹底した見直しを行うこと。

また、奨励的な補助金の創設に当たっては、必要性を十分に検証するとともに、あらかじめ終期を設定すること。

(2) 内部努力の徹底

ア 事務事業の実施に当たっては、組織、人事、予算執行などあらゆる観点で更に徹底した内部努力を尽くすこと。

イ 人件費については、引き続き徹底した抑制を図ること。

ウ 区有施設の整備については、緊急性などの観点から十分精査を行い、真に必要なものに限ること。

建設コストについては、計画、建設から維持管理に至るまでの各段階において、品質確保を踏まえながら、民間活力等を積極的に導入することにより、コストの縮減に鋭意努めること。その際、将来の維持管理経費の縮減策を盛り込むこと。

また、施設等の維持管理経費については、管理運営の一元化を進

めるなど、更なる縮減に努めること。

なお、土木工事についても同様とし、一層のコスト縮減に努めること。

エ 情報システムについては、住民サービスの向上と業務改革の視点から、費用対効果を十分検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

(3) 歳入の確保

ア 特別区税については、引き続き徴収努力を行い、徴収率の更なる向上を図ることにより、税収の確保に努めること。

特に滞納に対しては、現年度分への早期対応、過年度からの繰越分については可能な限り滞納整理手法による徴税努力を尽くすこと。

イ 国庫支出金及び都支出金については、国や都の予算編成の動向を踏まえ、区の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

ウ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、行政サービスのコスト等を正確に把握し、一層の精査を行うこと。

エ その他の歳入についても、財源を的確に把握し、収入確保に努めること。

3 組織及び職員定数の方針

(1) 新行財政改革推進計画における組織及び職員配置見直し計画については、行財政改革推進本部において決定されたものについて実施することとし、未決定のものについても、早期に決定されるように努めること。

(2) 新規事業の実施又は事務量の増に伴う組織及び所要人員については、既存の組織、事業等の見直し、既存施設の運営の見直し等を徹底することにより対応することとし、組織の増を抑制するとともに、新たな人員の増は原則として行わないこと。

また、既存の事務事業についても徹底した見直しを行い、職員配置の適正化に努めること。

(3) 退職者対応については、原則として不補充とし、再任用職員及び再雇用非常勤職員等を有効に活用することにより対応すること。

なお、現在、再雇用非常勤職員が配置されている職場については、その必要性について見直しを行うこと。

区 分		予算編成方法及び経費の内容
枠配分対象経費	主体的経費	各部に配分される一般財源と自らが積算する特定財源により、主体的、自律的に予算編成を行う。 枠配分対象外経費（義務的経費・政策的経費）以外の経費
	義務的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 職員給与費及び財政課が指定する職員給与費に準じるもの ② 法令や条例に基づく扶助費 ③ 特別会計繰出金（財政課が指定するもの） ④ 分担金負担金（財政課が指定するもの） ⑤ 公債費
枠配分対象外経費	政策的経費	各部に一般財源を配分せずに予算編成を行う。 ① 重点施策の個別事業として認められた新規事業及びレベルアップ事業のレベルアップ分に係る経費 ② 事業の立上げ及び再構築により事業規模等が安定していない事業費（財政課が指定するもの） ③ 一定規模以上の施設改修工事費等及び工事に伴う関係経費 ④ 電算システム開発及び情報政策課所管の電算システムの維持管理費 ⑤ 用地等の取得・処分に係る経費及び区立施設に係る借地料等 ⑥ 備品購入費（一件 100 万円以上の物品及び車両） ⑦ 債務負担行為に係る事業費 ⑧ 会計管理室、監査事務局、選挙管理委員会事務局及び区議会事務局に係る経費 ⑨ 積立金 ⑩ 予備費 ⑪ 臨時的・緊急避難的な措置が必要な事業費（財政課が承認するもの）